

意見書

平成 19 年 2 月 8 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしきがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案(第一種指定電気通信設備接続会計規則の改正に係るもの)に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案(第一種指定電気通信設備接続会計規則の改正に係るもの)に関し、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、お礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. 接続会計における一円単位の表示について

接続料は、機能によって一円単位あるいは小数点以下の単位で設定されており、網使用料算定根拠と接続会計間の整合性・透明性を確保するためには、接続会計においても一円単位の表示とする必要があります。

また、現行の接続会計における一円単位の表示を千円単位に見直すことは、接続会計の原価算定機能を高めることを目的とした接続会計における他の措置(設備区分の見直し等)と逆行する措置であると考えます。

従って、改正省令案における接続会計規則第6条第4項の記述は削除すべきと考えます。

2. ガイドライン等による接続会計「配賦フロー」の明確化について

平成19年10月11日付「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会報告書」(以下、「会計研究会報告書」という。)において、以下のとおり取り纏められています。

【会計研究会報告書 P33 第4章 1.(1) 2) 接続会計処理手順書の見直しの一部抜粋】

本研究會として、上記の問題意識のもと、接続会計の配賦プロセスの透明化を図る観点から、接続会計処理手順書の改善案の提出をNTT東西に対して求めたところ、NTT東西からは以下の見直し案が提出された【資料32】。

個々の費用項目ごとの配賦プロセスを明確化するため、費用項目等にコードを付与し、処理手順にあわせて配賦基準や配賦プロセスを一覧できる「配賦フロー」を追加掲載する。

現行の接続会計処理手順書において具体的な活動区分への帰属先が明確となっていないものについて「配賦フロー」にすべての帰属先を明記するように見直しを行う。

現行の接続会計処理手順書において複数の配賦基準が併記されているものについて「配賦フロー」に配賦基準と配賦先を明確にするように見直しを行う。

これらの見直しは、接続会計処理手順書の透明性・有効性を向上させる観点で有益なもの

である。したがって、NTT東西においては、上記方針に基づき、見直し後の接続会計の設備区分も反映した上で、接続会計処理手順書の様式の見直しを速やかに行い、08年4月に開始する会計年度の接続会計報告書の提出・公表に併せて、見直し後の接続会計処理手順書を提出・公表することが適当である。

上記、会計研究会報告書の記述にあるとおり、NTT東西自身から「配賦フロー」に関する見直し案が提示されたところであり、こうしたNTT東西の取り組みについて実効性をより確実なものとするためにも、ガイドライン等により作成すべき内容を明確化する必要があると考えます。

以上